

こと、等が示された。

ここで予告された収穫地価調査方法についての違しは、村方での反別調査がほとんど終了した一八七五年六月十五日、第七号達として、「横浜港内ヲ除クノ外各区正副戸長」に対し布達された。「反別位当部分書上」の作成がそれである〔資料編〕16 近代・現代(6)二一六ページ〕。

この調査は、まず全村の田畑宅地林野の面積を、それぞれ従来の小作米金・賃地代等の多寡によって、いくつかの等級に区分する(ただし、等級と称えず、上ノ上、中ノ下といった位付けの方式によっている)。その際「自作地ハ隣地ノ小作ヘ比較」して小作料を仮定し等級づけをする。この等級区分(反別位当部分書上)は、正副戸長・村用掛り・代議人が立会い、地主らが地位の肥沃度を参考にして熟議して行うとされた。これにもとづく「一筆限収穫地価算量等ノ義ハ」、不日達するとしてまだ明らかにしていない。しかし、これの村方での実施にあたって、県はこの達の督促・修正をたびたび行った。まず、一八七五(明治八)年八月七日第一四一号達で、「反別上中下位当書上」げを八月二十日限り提出すべき旨を督促し、さらに十月十四日には第一九二号・一九三号達で、各村とも、改正反別にもとづき地主・小作人間で、新たな小作証を作成するよう命じるとともに、小作料等級別面積調査についても内容の修正を行った。まず第一九一号の達では、さきの督促にもかかわらず書上げ提出は、二か月を経たこの時点でも「追々差出候向モ有之候」という有様であったが、これまでの提出分の中には、「民情区々ノ見据ヲ立算出」した「実際不適当」なものが多くみられたので、まず、小作料等級別面積の根拠となる村内小作地の小作料を改正反別による地位適当の額に改訂することを命じている。当初、県は、農民は「必地価低寡」を申告する「民慾ノ慣習」があるが、従来の小作料額は、偽ることはできない。よって、実際の小作料額の多寡からその地の地位を定めることができると考えていた。すなわち、地租改正法の地方官心得第四章「小作米ハ……収穫ノ多寡ヲ推知スヘキ確証ニシテ、人民互ニ欺隠スル

能ハサル者タルヲ以テ第二則（小作米金からの地価算定）ヲ適実ノ者トス」にもとづく考えである。しかし、管下現存の小作料額は旧反別にもとづき定められており、繩延び・繩縮みが小作料額に影響を与えている。また、当時の不均等な貢租制度と種々の形態をもつ地主小作関係の下では、地力の高低を反映しない小作料額が数多く存在していた。このような事実が、小作料等級別面積調査の進行につれ、県の認識するところとなったのであろう。よって、現存の小作料の額にそのまま依拠せず、まず、改正反別にもとづく地力適当の小作料額を地主・小作人間で締結させ、これを基礎に小作料等級別面積を調べようとしたのである。この達しには「小作証」雛形が示されているが、それには、小作人が一地主から借り受けた小作地につき、一筆ごとに前述反別調査にもとづく（野帳記載の）字・地番・地目・面積とそれに対する契約小作料額、その基準となった反当小作料額とが記載され、「右ハ地位適当ヲ以テ壹ケ年書面小作<sup>米</sup>高ノ約定ニ極、当何年何月ヨリ来ル何年何月迄何ケ年季ニ定メ、相預リ候処実正也」云々という文言が付されている。ついで凶災の際は地主・小作人立会、検見の上適当な減免をすること、年期中小作料不納の節または「地主自作ニ付入用ノ節」は、小作人は收穫後明地にして返地すること（十一月二日の第二〇六号達で、小作料不納のばあいは保証人弁納と文言を一部改訂）、作付のまま返地する際は、作毛代金を地主が支払うこと等の諸規定が続き、地主・小作関係の内容が示されている。

元来、地租改正によって私的土地所有権が確定した土地の上に成立つ地主・小作関係は、法的には私的な契約にほかならないのであるが、以上の県の措置は、これを公権力をもって所定の内容に一率に改変しようとするものであった。しかも、この雛形によると、「小作証」には、小区戸長の奥書が必要とし、また「小区会所ニ於テハ、兼テ小作証台帳備置、其度々一筆限記載・割印致シ、腹書二年季ヲ付シ継年季ノ節ハ朱書ニテ附置」くこととされた。これは一面、地主・小作関係に対する公証制度ともいえるが、他面では、自由な私的契約を制約する公権力の規制を意味した。当時の県官は、このようなことにまで思いを

いたすことなく、いわば地価算定の技術的手段として、既存の地主・小作関係の画一的改変にまで手をつけようとしたのである（ただし、この達文末尾には「尤地主・小作人トノ間ニ従前格別ノ約定有之分ハ其趣意小作証へ書加へ置候様可致」として、例外を認め、強引にすべての地主・小作関係を一律に画一化することは考えていない。このような「従前格別ノ約定有之」分は、地位決定上では不適当なものと除外する心算であったであろう）。ついで第一九三号達では、「反別位当部分書上」は、「田畑作毛上無難豊熟ノ年柄」の小作料額（契約小作料額とみてよいであろう）にもとづいて等級区分したものを一通、さらに「十ヶ年以内ニ於テ違作水旱凶災等ノ内損ヲ引去リ平均一ヶ年ニ当」る一〇ヶ年平均実納小作料額によって等級区分したものを一通、計二通提出するよう命じた。

**小作米金による** さらに同年十一月二日、各区正副区戸長あて第二〇六号達で、ふたたび書式が修正され、「書式ノ内上中地位等級の編成 下部分之儀は詮議之筋有之、取消シ右上中下ヲ更ニ一等・式等・三等と配称シ、地位ノ沃瘠ニ従テ、幾級ニモ等名ヲ以テ比格」することとされた。ここで地位等級制の形が整ったわけである。

こうして、一八七五（明治八）年六月から十一月にかけて、「反別位当部分書上」作成の方針は漸次詳細なものに修正されておのずから地位等級編成が進められていくが、管下諸村からの提出はおおむね十二月下旬までにはなされたようである。この短い期間からすれば、十月第一九二号達が命じた村内の地主・小作関係に、新「小作証」を締結させて変更を加えるという困難な作業は回避し、さしあたり「反別位当部分書上」作成に専念したのである。

第五大区（橋樹郡のうち四二か村）に廻達された、明治八年十一月付けの「小作証」<sup>(1)</sup> 雛形（おそらく県下一般に廻達されたものであろう）は、このことを証明している。それは、次に掲げるところ、先の十月十四日第一九二号達が掲げた前述「小作証」雛形は完全に換骨奪胎され、現実の地主・小作関係に直接なんら影響を与えない、改正反別にもとづく小作料額のたんなる証

明書に姿を変えてしまっている。

小作証

何大区何小区何村

地主

苗 何 兵 衛

何村

小証人<sup>(作)</sup>

苗 何 兵 衛

何大区何小区何村

(字名)  
何十何番

一 田何反何畝歩 但反米何程

此小作米何程

右之通相違無御座候、以上

右地主 苗 何 兵 衛

小証人<sup>(作)</sup> 苗 何 兵 衛

明治八年十一月

何小区何村 村用掛御中

さて、県は、この諸村から提出された書上の内容を検討して、十二月二十一日、各区戸長に対し、次の達(第二五七号)を下した(注①および前掲「地租改正雑集 貳」)。

各区 区戸長

地租改正ニ付、田畑宅地及山林野税地等地位ニ從テ等級ヲ部分シ、小作米金代・地代(注一宅地の賃地料のこと)、歳々上り高書上帳夫々

算量検閲候処、土地之沃瘠耕耘之難易ヨリ、入額異同ヲ生スルハ固ヨリ論ヲ竣タスト雖モ、隣地ニ接シテ自他区画ヲ界シ、殊異昂低アルハ、区戸長・村用掛等ノ注目ヲ要スルト、要セザルトニヨリ自然民心ノ方向ニ関シ、真偽ニ途ニ出候義ニモ可有之哉、故ニ其不可ナル者ハ当否再調ノ上、孰モ平準ニ帰シ可差出等、各区々長、此程具会之節決議候條、曩ニ差出セシ帳簿ハ平均表ヲ添へ、一ト先下ケ渡候間、此上区内集会反覆審議ヲ尽シ、隣区接シノ地ハ各区会同、渾而實際正覈ニ取調、右書上帳へハ四周村、左ノ書式ノ通奥書調印取揃、早々差出シ候義ト可相心得、此旨相達候事

明治八年十二月廿一日

神奈川県令 中島 信行

すなわち、諸村から提出した書上には、隣接村のそれと不均衡があつて調整を行わねばならなかつた。よつて、これを一旦各村に下戻し、各大小区ごとに区戸長が集会して手直しを行つよう指示したのである。そして、村から改めて提出する書上には、隣接村による

何村田畑其他位当部分取調ニ付、当村ニ立会、小作米金等渾而算量見届、比較候処、各地位相当之儀ニ有之候ニ付、奥書調印いたし、此段申上候、以上

何大区何小区何村

代議人 何誰

村用掛 何誰

戸長 何誰

という奥書を付することを命じた。ここには、村内の地位等級決定にともない、村相互間での、いわゆる村位の決定が、おのずから必要となつてきたことが示されている。

ところで、この達しが発せられた翌日(十二月二十二日)、第五大区では、地租改正取調総代人片山正義(副区長)から、各小

区戸長あて、次の廻達がなされた。

明治九年一月十五日県官派出、收穫調督責有之候趣、就而は、收穫書上雛形御達可有之候得共、為心得別紙之通雛形廻達候間、一覽之上、早々継送、收穫取調方ニ掛り候様、御注意有之度、此段申進候也

明治八年十二月廿二日

(別紙)

田畑收穫書上

一 改正田段別何程

此收穫 米何程  
麦何程

但 耆反歩平均  
米何程  
麦何程

第五大区幾小区 何村

内 訳

一 等何町歩

一 毛何町歩  
此米何程

但 耆反歩ニ付 米何程

内 二 毛何町歩

此米何程  
麦何程

但 同断 米何程  
麦何程

二 等何町歩

(中略)

一 改正畑段別何程

第五大区

総代人 片山正義

此收穫  
 反別何程  
 粟何程  
 反別何程  
 大豆何程  
 但壹反歩平均麥何程  
 同斷粟何程  
 大豆何程

内訳

一等何町歩

此麥何程  
 粟何程

但壹反歩二付麥何程  
 粟何程

二等何町歩

(中略)

夏作ハ粟大豆ノ内其土地ニ応スルヲ以算出スヘシ

以下、書式右ニ做フ

右は当村田畑地位等級ニ従テ、一歳ノ收穫取調候処、前記之通相違無之ニ付、連署ヲ以テ此段申上候、以上

年号月日

右何村

神奈川県令中島信行殿

代議人 何誰  
 村用掛 何誰  
 戸長副 何誰  
 地租改正取調掛總代人  
 区長副 何誰

すなわち、一方では、小作料による地位等級の設定の再調整が全管下で進められながら、他方では、收穫調が、まだ公式の達しは発せられてはいないものの新たに始められた。しかし、心得として示された右雛形をみれば、小作料によって定めた

「田畑地位等級ニ從テ、一歳ノ收穫取調」べるといふもので、両者は、異質の調査ではない。「反別位当部分書上」調査にもとづいて收穫高調べがなされるという関係なのであった。

したがって、收穫高調べが始められた後も、小作米金による地位等級の隣接諸村と対比しての調整と、それにもなう村位の決定作業は、さらに県によって推進された。すなわち、一八七六（明治九）年二月八日、県地租改正掛は、さらに次の申合せを行い、小作料による地位等級を全管下に設定すべく、諸村に対する県の態度を固めた（前掲「地租改正雜集 式」）。

## 申合

一 田畑宅地及ヒ山林野稅地等總而位当部分等級ニ從テ小作米金貸地等実地適不適ヲ檢閲算量シ、其増減ニ出ル処ヲ篤ト参考シテ、隣接四周平準ニ帰セシムルヲ要ス

一 總代人正副戸長ニ寄々會同シ、稟議細論シテ覈実之算則ト判決セシ分は、其都度幾ヶ村ニ而も簿冊取纏メ、直チニ本県江通送申付ベシ

一 四隣接統ノ地区々異同ニシテ再審査照考可及ノトキハ、會議所ヲ指シテ当日ヲ通知シ、各手対辺シテ夫々適スヘキ向ト比準ニ充様懇切ニ勸解シ、再審査可申付、若村民頑固其事項書面差出サセ、克々其偽ノ景状ヲ察知記帳シテ、其歸県之上、見込逐一具陳スヘシ

但地味ノ肥瘠、耕耘ノ難易、總而人民活計上ノ便否、土地ノ厚薄等予メ推知スト雖モ、此際尙村位ノ実景注意索求スヘシ

一 水旱兩様反別実地書出スヘキ旨ヲ曩ニ公達アリ早損ハ、逐々取調方運ヒ居候義ニ可有之、右は実地反別之可否推問シテ、粗漏之分は再審査申付、此際取纏、前便一同本県江通送スヘシ

明治九年二月八日

地租改正掛

さて、第一大区を例にとると、ここでは、一八七六年一月二十九日、各小区正副戸長・各村の村用掛らが田無村に集まり、前述明治八年十二月二十一日の達しにもとづき、県からの「御談事」によって「区内一同打寄、不平これ無き様一時に決評の

上「高上げ方」、すなわち、低く申告したとみなされた村の等級別小作米金高の引上げが行われた。<sup>2)</sup>しかし、この日九、一〇小区は出頭せず、他の小区村々は三〇日も滞留して両小区を呼び出し、ようやく結着をつけ、二月十一日には、添田権大属外三名が小川村小川屋幸蔵方に出張し、七一〇小区の用掛・代議人を集め、右の結果にもとづき、「小作等級部分書上方之義区内各村適不適」の「照準」がなされた。ついで三月三日、県令自ら磯貝大属・添田権大属ら数名を率いて田無村に来て、点検があり、同大区内各村の「小作等級書上簿」はすべて承認された。こうして、三月十日、第一〇大区の地租改正取調掛総代兼区長下田半兵衛は、各小区に対し次の廻達を行った(注②に同じ)。

当区内各村小作等級部分書上簿不残納済相成候ニ付而ハ、最早此上増方等之御談事ハ有之間敷候得共、兼々、県官々御説明之通、来四月中ハ收穫検査として内務省々官員派出、県官其外立会取調可有之候間、追而御沙汰、此儀尚詳細御達可申候得共、全図・切図・野帳等各村控之分悉皆整置、其節ニ至リ差支候様ニ而ハ甚以不都合ニ付、今より心掛ケ差支不相成様、正副戸長衆ニおゐて厚御注意御取計有之度、呉々も小区限各村江御説諭可被成候、依之為□及廻達候也

これによれば、県は、第一〇大区については、三月初めに県の意図通りに小作等級編成を終え、これにもとづき、四月に地租改正事務局員が出張して来て、收穫検査が行われる予定になっていたことがわかる。

このように県は、村が申告してきた小作等級を不適当として、その小作米金額の引上げを村方に強いていることから、このとき、すでに県は小作米金とそれから算定する地価について、一定の「見据」を持っていたことがうかがわれる。正確な作成月日は不明だが、地租改正掛の長であった添田権大属と下僚浜田新太郎(一八七六年三月、一五等出仕)の所蔵資料によると、それは表一—五八のごときものであった。

この新旧地租増減見込表は、各大区村々から提出された「反別位当部分書上」にもとづいて作成した、県全体の小作米

表1-58 旧神奈川県における地租改正の当初見込額（土地検査終了後）

区分	田	反高流作 大繩場等	田	畑	反高流作 大繩場等	畑	山林
	町	町	町	町	町	町	町
旧反別	14,273.9715	198.3213	46,207.5112	3,475.0105	13,809.8104		
改正反別	16,415.0704	257.8205	60,069.8018	4,865.0119	41,429.4303		
比較増	(+2,141.0919	(+59.4922	(+13,862.2906	(+1,390.0014	(+27,619.6201		
	円	円	円	円	円		
旧貢額	308,586.2722	2,934.3802	80,863.9864	2,493.217	4,705.735		
新租額	210,391.9689	1,943.717	165,432.2482	4,378.5147	24,857.6586		
比較増減	(-98,194.3033	(-990.6652	(+84,568.2618	(+1,885.2977	(+20,151.9281		
1反地価	42.722	25.13	8.770	3.0000	2.0000		
1反旧貢	2.2081	1.4796	0.1750	0.0717	0.0341		
1反新租	1.2817	0.7539	0.2754	0.0900	0.0600		
比較増減	(-0.881	(-0.7257	(+0.104	(+0.0173	(+0.0259		

反別 貢租額

	町	円
旧	77,964.6317	399,583.5883
新	123,037.1419	407,004.1064
旧新增減	(+45,072.5102	(+ 7,420.5191

- 注 1 「田畑宅地及山林等民有地旧貢・新租額比較表」(添田家文書)より作成。  
 2 畑のうちに宅地も含まれている。  
 3 換算米価は明治3-7年5か年平均相場金1円ニ付米1斗9升1合(米1石5円235)。

金等級別地価表(表一―五九)から計算したものである。小作米金等級別地価表は、県が各村「反別位当部分書上」にもとづき、水田については、県下全水田を、契約小作料(「無難豊熟ノ年柄」の小作料)によって一五等に配分し、等級ごとに一〇か年平均実納小作料を求め(一率二割引)、これと県下一五か所五か年平均米価とから、地方官心得検査例二則の方式によって地価を試算したものである。利率率は、同一九章、「地価ヲ検スルノ際……小作地ハ五分利ヲ以テ其極度トスヘシ」により、極度である五分を用いている。さらにここから県平均水田一反当たり地価額を算出して、それがほどの等級の地価に該当するかを知ることができる。本表では、その結果、小作入口米八斗五升の等級の地価が、ほぼ県平均の水田予定地価を表示していることが確められた。同様にして畑・宅地・山林の予定地価も求めることができる。この県平均予定地価を用いて、新旧地租額の比較を行ったのが表一―五八で、それによると、水田では九万九一八四円余の減、畑宅地では、逆に八万六四五三円余の増、山林の増二万〇一五一円余を加

表1 - 59(1) 旧神奈川県における小作米金等級別地価予定表

	小作入口 米 (契約小 作料額)	揚り方 10か年平均 違作内検2 割引 (10年平均 実納小作 料)	米代価 前5か年平均 均金1円ニ 付米1斗9 升1合8 (米1斗8 升7合)	4分通 3分 地租 1分 民費	残金5分利	地 価	$\frac{3}{100}$ 税金
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
田	石 1.20	石: 0.96	円 5.0262	円 2.0105	円 3.0157	円 60.314 (61.604)	円 1.8094
	1.15	0.92	4.8168	1.9267	2.8901	57.802 (59.038)	1.7341
	1.10	0.88	4.6073	1.8430	2.7643	55.286 (56.470)	1.6586
	1.05	0.84	4.3979	1.7592	2.6387	52.774 (53.904)	1.5832
	1.00	0.80	4.1885	1.6754	2.5131	50.262 (51.338)	1.5079
	0.95	0.76	3.9791	1.5916	2.3875	47.750 (48.770)	1.4325
	0.90	0.72	3.7696	1.5078	2.2618	45.236 (46.204)	1.3570
	0.85	0.68	3.5602 (3.6364)	1.4241 (1.4546)	2.1361 (2.1818)	42.722 (43.636)	1.2817 (1.3091)
	0.80	0.64	3.3508	1.3403	2.0102	40.310 (41.070)	1.2063
	0.75	0.60	3.1414	1.2566	1.8848	37.696 (38.504)	1.1309
	0.70	0.56	2.9319	1.1728	1.7591	35.182 (35.936)	1.0555
	歩	0.65	0.52	2.7225	1.0890	1.6315	32.670 (33.370)
0.60		0.48	2.5131	1.0052	1.5079	30.158 (30.802)	0.9047
0.55		0.44	2.3037	0.9215	1.3822	27.644 (28.234)	0.8293
0.50		0.40	2.0942	0.8377	1.2565	25.130 (25.668)	0.7539
	(0.45) (0.40)	(0.36) (0.32)				(23.102) (20.534)	

注 1 ( )内は米価を1円に付米1斗8升7合に訂正したのにもなう変更値(平均等級のみ掲記した)。  
 2 地価の算出方法は、地方官心得検査例第2則により、 $(2) \times (3) - (4) = (5)$ ,  $(5) \div 0.05 = (6)$ °  
 3 ゴシック数字が平均に当たる。

え、全体では七四二〇円余の増租になる。旧租に対し約一八・五割の増租である。しかし、表一―五八畑のなかには宅地も含まれ、そのうち六〇町余は「八王子神奈川横須賀等ノ如キ輻湊地」として反当地価二〇〇円、地租六円、一八〇町余は「街道宿駅并浦賀・青梅村ノ如キ人家稠密地」として反当地価一〇〇円、地租三円、両者合計新地租額は九〇〇〇円余と見込んでい

表1 - 59(2)

(単位 円)

	小作入口金	4分通	3分地租 1分民費	残金5分利	地 価	3 100税金
畑	2.50		1.00	1.50	30.00	0.900
	2.25		0.90	1.35	27.00	0.810
	2.00		0.80	1.20	24.00	0.720
	1.75		0.70	1.05	21.00	0.630
	1.50		0.60	0.90	18.00	0.540
	1.25		0.50	0.75	15.00	0.450
	1.00		0.40	0.60	12.00	0.360
	0.75		0.30	0.45	9.00	0.270
	0.50		0.20	0.30	6.00	0.180
	0.40		0.16	0.24	4.00	0.120
反 歩	0.30		0.12	0.18	3.60	0.108
	0.25		0.10	0.15	3.00	0.090
	0.20		0.08	0.12	2.40	0.072
	0.15		0.06	0.09	1.80	0.054
	0.15		0.04	0.06	1.20	0.036

表1 - 59(3)

(単位 円)

	貸地代	4分通	3分地租 1分民費	残金5分利	地 価	3 100税金
宅 地	25.00		10.00	15.00	300	9.00
	22.50		9.00	13.75	275	8.25
	20.83		8.33	12.50	250	7.50
	18.75		7.50	11.25	225	6.75
	16.66		6.66	10.00	200	6.00
	14.58		5.83	8.75	175	5.25
	12.50		5.00	7.50	150	4.50
	10.41		4.16	6.25	125	3.75
	8.33		3.33	5.00	100	3.00
	6.25		2.50	3.75	75	2.25
反 歩	5.00		2.00	3.00	60	1.80
	4.16		1.66	2.50	50	1.50
	3.33		1.33	2.00	40	1.20
	3.00		1.20	1.80	36	1.08
	2.75		1.10	1.65	33	0.99

注 「右田宅地ノ外山林萱野芝地秣場等ノ類各収穫ノ多寡ニ応シ 地価位当  
ヲ知ルコト畑方小作ニ同シ」

る。これら準市街地の旧租額は不明だが、少なくとも倍以上の増租であることは確実である。したがって、表一―五八の新旧租比較では、準市街地を除く、一般耕宅地について、地租改正によりごくわずかな増租を見込んでいるにすぎない。ただ内容では、水田の減租・畑の増租を意図していることは明らかである。

当初県は、以上のような「見据」のもとに、水田では県平均反当地価が四二円七二銭二厘になるよう、小作米等級別面積の調整を、大区―小区―村に命じたと思われる。

なお、このとき小作米の換算に用いた米価は、管下一五か所（保土ヶ谷・神奈川・川崎・溝之口・原町田・八王子・府中・田無・五日市・青梅・三崎・浦賀・戸塚・藤沢・一之宮）の上・中・下米平均、明治三―七年までの五か年平均価格（一円に付米一斗九升一合―米一石五円二三銭六厘）が用いられた。しかし、これを改正事務局に伺を立てたところ、中・下米五か年平均価格一円に付き一斗九升二合と、貢米買石代（上米値段）五か年平均一円に付き一斗八升一合とを平均した価格一斗八升七合（一石五円三四銭七厘）を使用するよう命じられた。これにより、表一―五八の水田に関する数値は修正され、県平均水田反当地価は四三円六三銭六厘となり、増租額はさらに大きくなった。

#### 関東諸府県共通方式による地価調査の開始

こうして、県が見込んだ県平均予定地価額の実現を目的とした小作米金等級の設定は、管下各村定地価額は、あくまで県がたてた目標額であって、地租改正事務局の承認を得たものではなかった。四月に入って、地租改正事務局は、これまで県が実施した事業を検査し、これを中央の改租方針に整合させるため、改正事務局員を派遣してきた。これによって、県下各村は、さらに新しい作業を課せられることになる。このとき、中央の改租方針は、地租改正事務局明治九年三月三日達「関東八州地租改正着手ノ順序」によって改正局員に示され、派出局員はこれにもとづいて、新たな地位等級編

成を県に求めた。

このときの改正事務局の指導は、右「着手ノ順序」(全一二条)には明文化していない模範村の設定など、さらに具体的な内容におよんでいる。しかも、関東一府六県の地価決定は同一の方法で実施するという強い方針が堅持されていた。本県にも出張し指導を行った有尾敬重は、これを後年次のように語っている(有尾敬重「本邦地租の沿革」日本勧業銀行内毎月会 大正三年十二月)。

関東は御承知の如く、一府六県一重で其境を接して居るのであります。従って此県の流儀は斯で有り又此県の流儀は斯で有ると云ふ様に異な方法でやりかけては比較上甚だ困ると云ふ感じが致しました。そこで関東地方は何うしても一府六県を仮に一地方と見て調べ上げた上、隣県に接続する所等は甲県から言ふても乙県から言ふても大抵値柄も合ふ様にしなければならぬと云ふ様なことを予め考へて調べに掛つたのであります。其上段段各地方で改正をやつたために手前も出来て参りましたもので有りますから役人の方でも然う素人計りでない、経験を積んだ者も幾らか有る様になつたので、先づ模範村と云ふものを立て、之を基として調べをする事になりました。

改正事務局の方針が以上のようなものである以上、これまでの県の小作等級による地価決定方法も、何らかの変更を余儀なくされることになつた。この改正事務局の方針が、第一一大区に下りてきたのは、四月二十四日のことである(注(2)に同じ)。

九小区 榎戸新田

十小区 高木村

右收穫地価調査模範地相成候、依而ハ此程兼而巡回相成候官員衆より御談示も有之候義ニハ可有之候得共、一筆限書上ヶ帳来ル廿八日迄ニ御県へ差上可申義ニ付、右認方其他御談判いたし度義有之候間、明廿五日午前第十時右村用掛当会所被出頭候様、御達有之度、此段及廻達候也

第十一大区

会所

九年子四月廿四日

右区戸長副御中

追而先般御渡相成居候収穫地価書上帳雛形加除相成候廉有之ニ付、雛形持参、写取可被成候也

模範村は、各大区四一〇か村ずつ選定された。一模範村には最寄の五一〇か村が組合となり、これらの村のこれまで改租事業を担当してきた総代人・戸長らが、模範村に集まって、まずここで地位等級を立て、どういう地が一等地か等々、あるいはまた、各自の村の一等地は模範村の何等に当たるか等を会得する。このとき地位等級は、收穫米麦一斗の間隔で設立し、一筆ごとに等級を付すものとされた。

この模範村での地位等級設定作業の開始とともに、五月十三日、第一二〇号達で各大区正副戸長に対し、各大区内の村用掛・代議人・正副区戸長・総代人らが会同し、銘々見込投票によって村位等級（村等）を定め、二十日までに製表し県へ提出することが命じられた（『資料編』16 近代・現代(6)四）。なお、この村等は二〇等以内とするよう指示されている。

#### 旧神奈川県へ の足柄県併合

旧神奈川県下で、関東諸府県統一の方式による地価決定作業が新たに始められている最中、足柄県相州部分が神奈川県管轄下に入ることが布告され、五月一日、その「土地人民」の受け渡しが行われた。前述のように、このとき足柄県相州部分では、まだ反別調査も完了していない。しかし、神奈川県への併合によって、旧神奈川県と同じ画一化された方式で改租事業を遂行し、しかも旧神奈川県と同時にこれを完了させる必要に迫られた。そのためにまずとられたのが、五月十九日第一二五号達による「地租改正ニ付、段別地価書上方人民心得書及ヒ地価書上帳雛形」更正の布達である。この布達は、これまで改租実施について県独自の規則を作っていなかった旧足柄県部分にとっては、形式上初めての改租施行規則であり、旧神奈川県部分と同じ方式により改租事業が実施されることが明らかにされたわけである。一方、旧神奈川県部分にとっては、文字通り一八七四（明治七）年三月布達の更正で、すでに進められている関東諸府県共通の方式による

地位等級設定作業によって死文化した部分（小作入レ附高調査など）が削除され、右作業に適合した規則に改められた。そして、提出すべき「反別地価書上帳」雛形にも、末尾に等級別に反別・収穫米麦・地価の合計を付するなどの修正がなされたが、この点は、旧神奈川県では、先の引用文に明らかのように、この布達以前に、廻達ですでに修正が伝えられていた。また、以上の改正によっても、現に進行している地位等級調査の方法が登載されたわけではない。ただ「書上帳」雛形に「一年限収穫地価ハ全村調済ノ上、認入候義ト心得可シ」と新たに注記され、地位等級調査がまず先行し、事後、官の承認を得て収穫・地価が記入されることが示されているに止まる。この「反別地価書上帳」も、実際には、この更正布達前から「田畑其他一筆限収穫地価書上帳」と呼ばれており、以後の県布達でも、公然と右の称呼が用いられている。要するにこの「人民心得書」更正布達は、旧足柄相州部分を含む新神奈川県における地租改正実施の基本的法規として布達され、実施に必要な具体的な措置は随時県布達・廻達などの形で村方に伝えられたのである。

#### 模範村での地

さて、旧神奈川県下では、「人民心得書」更正布告後も、引き続き、関東諸府県共通方式による地価調査作業が進められていた。先に述べたように、模範村（本県ではしばしば模範地と称している）での地位等級の決定と、各村用掛・総代人らの投票による村位の決定がそれである。

六月五、六日、改正事務局から出張してきた七等出仕有尾敬重、同吉田六三郎、一三等出仕浅井謙蔵、同池田緯太郎は、県庁において、県地租改正掛・各大区総代人を集め、模範村が提出した収穫書上帳および村位等級表を点検し、今後の作業を指示した。それはおおむね次のような内容のものと推定される（注②に同じ）。

(一) 模範村での地位等級設定を、「四至隣接村々用掛・代議人両人立会」の上あらためて実施する。(二) 等級はその村の地味の肥瘠に応じ一〇等以内に区分し、「其他ハ等外等ト記載」する。(三) 等級設定にあたっては、「收穫何程書上げ之事ハ論

スル事ナシ」(等級設定の際、等級ごとに収穫高をどれほど書き上げるかの討議はしない)。(四) したがって模範村等級書上帳には収穫地価は記載におよばず、等級別分別のみを記す。(五) 模範村の地位等級が出張改正事務局員の検査を受け承認されて後、収穫算量を行う。(六) ついで収穫検査済の土地価を決定する。

ここから明らかなように、模範村での地位等級設定は、「地味ノ肥瘠・耕耘ノ難易、或ハ水旱・罹災ノ有無、土地運搬ノ便否等相顧テ実況ヲ推索シ」て決め、収穫高は書き上げない。もちろん、収穫高を仮定して(後述)、その一斗差で等級を分けてゆくが、正式に等級ごとの収穫高の決定は行わず、その算量は、地位等級の検査・決定後になされる。したがって、事実上収穫高は官が決定することになる。そしてこのとき、田・畑をそれぞれ上・中・下等にわけ一反当たりの所要肥料と自給肥料作成の労力の費用を調べる「田畑養肥取調書上」の提出が村方に求められた。

地租改正事務局は、神奈川県に、関東諸府県共通の方法で统一的に地価を設定するため、局員を派出して模範村に対し、集中的な指導・検査を行った。以後局員は数度にわたって来県するが、それはもっぱら模範村の巡回に費やされている。「各模範地ノ中ニ彼我ノ村位ヲ比較シテ、該村ハ優劣何等ニ位置スヘキモノト予メ検査官ノ見込意見ヲ合議シ、然ル上ニテ」模範村内の実地について「等位ノ最低ニ就テ衆議対談ヲ尽」すなどして検討を加え、「全村検査済ノ上ニ於テ地元及組合村吏等総テ立会タル人民へ各地比格ノ当否懇篤推問シ」て、彼らの「聊遺憾無之旨」の請書を取る(注③に同じ)。これによって、他の組合各村の地位等級設定の帰趨は、出張局員の監視がなくてもおのずから定まるのである。

しかし、管下の村々は、これまで改租事業に長い労苦を重ねており、その上ようやく提出した小作米金等級編成が無駄となり、また改めて改正事務局が要求する地位等級の調査を行うとあっては、到底甘諾するわけにはいかなかった。しかも、収穫高を論ぜず明確な指標なしに地位等級を早急に設定するのは技術的にも困難である。よって、第一一大区総代人兼区長下田半

兵衛は、六月五、六日、有尾派出所員らからの指示をうけ帰村すると、ただちに十月、管下小区正副戸長・各村用掛らを召集し、「当春中各村各等級部分書上方其外廉々」につき協議した後、十二日再び出県して、三月に各村から提出した小作米金による等級区分をそのまま、今回の地位等級調査に転用したい旨を申し入れた。この交渉の結果は、六月十三日付で下田が、一、八、九、一〇小区正副戸長あてに廻達した次の通報に明らかである（注②に同じ）。

本月十日會議上におて談判仕候、各村田畑其外等級部分再調之義、昨十二日出県之上改正掛主事（注一添田權少屬）江申立候処、右ハ先般書上候等級部分据置之義、採用可致品ニ無之、改正事務局長（注一有尾敬重カ）立合之上、申渡候義ニ付、其区内村々、再調ニも不及、帳成調向ニ相違無之見居候ハ、先、前書上候、等級部分之振合ヲ、以書上候、共、県庁ニ、おゐて、差支無之旨御沙汰ニ付、右之御心得ヲ以、不都合無之様各村江即刻御通知有之度、乍去末等ニ至リ、格外段概不相当之分ハ、一、二番飛越候共不苦趣ニ付、能々御注意御取計可被成候

（以下略、傍点は引用者による）

やや文意に曖昧な箇所もあるが、要するに、県の意向は、先般提出した小作米金による等級区分書上は、そのまま採用するわけにいかないが、その「振合ヲ以」って今回の地位等級書上をするのは一向差支えない、ということ、出張改正事務局員もその場に同席しこれを黙認したのであった。下田は、この廻達で、各小区模範村とその他の村々に対し、等級書上帳を六月中に県へ提出するよう求めているが、右のように実質これまでの小作米金等級を生かせば、その作業は比較的簡単であろう。ここに明らかにした県の方針は、当然、第一一大区のみならず旧神奈川県下全般に及ぶものであった。第九大区二小区では、八月二十日の集議で、地位等級表作成に「小作等級」を用いることを決め、田は小作米を一・六倍し、畑は小作米を一・八倍して収穫高を出すこととしている。<sup>(4)</sup>

さて、第一一大区では、以上の地位等級再調に対し、一八七六（明治九）年八月、改正事務局員が出張して検査を行った。

検査はもっぱら模範村に対して、十八日一小区大沼新田、十九日九小区榎戸新田、二十日八小区野口村というように行われ、そこでの地位等級点検には、組合村用掛・代議人・正副戸長らも立ち会った。この局員による模範村の点検が終わると、組合村々は次のような請書を提出し、各村々等級書上帳・合計帳編成を行った（注②に同じ）。

御 受 書

先般地位等級為御点検、事務局官員并県官御附添当天区老小区大沼新田外九ヶ村模範地御選定之上、私共村々立会、御検査済相成、因而ハ右模範ニ做ヒ、接連村々前書日割（略）之通り、其村地位等級一筆毎持主ノ私偽ヲ不用、戸長及ヒ用掛リ代議人立会、村々一同清論ヲ尽シ、平等ニ附シ、等級書上帳并合計帳来ル九月五日限り迄無遅延上納、可奉御検査請取、依之連印請書差上申候処如件

明治九年八月廿五日

神奈川県

地租改正掛御出役

芦谷治作殿

第十一大区十小区

多摩郡狭山村

代議人 粕谷市郎左衛門印

村用掛 真野新左衛門印

（以下四か村略）

ついで各小区は、各村の村等に応じ、それぞれの地位等級の連関を示す「各村地位等級比較表」を作成し、いずれも、一八七六年十月上旬にはほぼ完成をみた。なお、第八、九、二〇大区などの「地位等級比較表」が完成したのは、同年十一月である。<sup>(5)</sup>以上、旧神奈川県改租事業は、一八七六（明治九）年四月にいたって地租改正事務局の指揮によって関東諸府県共通の地位等級方式へ変更を余儀なくされた。しかし、内実は、村方がそれまでに完成させた小作米金による等級設定が、実質的に生かされ、そのために、ほぼ十一月中には、管下地位等級の編成を終わらせることができたのである。しかし、次に、この地位等級にもとづき、収穫・地価を決定するという難事業が控えていた。

旧足柄県での 一方、一八七六（明治九）年五月神奈川縣管轄下に入った旧足柄県部分は、当時、まだ反別丈量も完了しな  
地位等級設定 いた態であった。よつて県は、管下村々に対し、「一層鞭達ヲ加へ、在来ノ管下ト一斉ニ並立センコトヲ督

促シ、反別丈量済之上引尋……模範村及ヒ組合村各村」の地位等級調査に入つた。それは一八七六年十月のことである。すな  
わち、この月、県地租改正掛は、「模範地位等級取調方心得」、ついで「地位等級比較表編製方心得書」・「田畑其他等級總計書  
上帳」雛形をあいひいで発し、事業の速成を促した。以上の諸「達」は、県の正式の布達ではないが、すでに右作業の大半を  
終わらせていた旧神奈川縣部分と同じ方式での実施方を指示したもので、旧神奈川縣で行つた実施方法を、ここに要約して知  
ることが出来る。よつて、これを次に掲げておく（前掲「地方要誌」厚木市温水 山口忠一家文書）。

模範地位等級取調方心得方

第一考 各小区之内地味之厚薄村位之異同ニ拠リ、式ケ村乃至三ケ村四隣接涉便利ナル村方ヲ以テ模範地ト選定シ、該村ノ地位等級ヲ部分  
シテ取調帳ヲ差出スヘシ

第二考 模範地タル村方ニ於テハ、自村ハ勿論、四至組合村用掛及地主總代人トシテ代議人一兩名立會、全村耕地實際ニ臨ミ、地味優劣ニ  
從ヒ、討論討議シ、權衡ヲ要ス、而テ彼我公平ト看認ヲ以テ等級ヲ付シ、反別合計帳差出スヘシ

第三考 等級位階之儀ハ通常之年柄收穫上ニ於テ田畑共凡米壹斗内外ノ甲乙ニ拠テ級階ノ位當トス、譬ハ田畑壹反歩ニ付米壹石八斗  
田米壹石八斗  
畑大麥壹石八斗 之收穫ヲ以テ一等トス、田ハ壹石七斗ヲ以テ式等トスルカ如シ、以上、以下之ニ準ス（但書追加）「但宅地添總テ人家接近ノ  
田畑ハ耕耘ノ便否ヲ參考シ、地味均キ遠隔ノ耕地ヨリ一級位階ヲ進メ等級ヲ付スヘシ」

第四考 全村之内川附堤外ノ地及ヒ用悪水附窪地等、水災地或ハ天水之外水理ヲ失スルコト早田其他無比ノ薄地ニシテ、順次之等級付スル  
コト不能ノ凶形、權衡ニ拠テ地位相當ノ級階ニ付ス、譬ハ壹等ヨリ五等迄順次ニ至リ、以下垂テ單位ニ難堪ノ分ハ零ヲ置、可成丈十等以内  
ノ段階ヲ付スヘシ、但本条ニ於ケル級階ノ比準ニ寄、尚位當ヲ得サルノケ所ハ等外何等トスルモ可ナリ

第五款 地位級階ヲ立ルニ於テ、官收獲上苞斗内外ヲ以テ段階トスルカ故ニ、其差実ヲ一級内ニ平均シテ、甲乙ヲ分チ、反別ヲ部分スルハ民ニアリ、然レハ則チ、公論衆議ヲ尽シ、之ヲ彼我地主ニ克決定セシメ、而シテ本位ノ等級ヲ保存スルコトト知ヘシ

第六款 總テ等級ヲ付シ、甲乙反別部分スル等、自村限ニテ決スヘカラス、組合村ニ立会人共協議ノ末、之ヲ定ムルヲ要ス、若クハ所有者私論主張シ、決シ難キ際会アラハ、投票ヲ以テ確定スヘシ

第七款 書上簿ハ兼テ布達セシ難形ノ通相心得、其他切面図面ヘハ等級ヲ記載セシ小札ヲ張懸、位階ノ換ル区域一ハ色紙黄青ノ内ヲ以テ細ク截チ、其区域ノ系號ニ倣ヒ、之ヲ見易キ様注意ス、但一ト区域ヲ作シタル同等ノ図形ハ、一筆毎小札張懸ニ不及、該区ノ中央エ何等ト老枚張掛ヲ以テ可トス

第八款 四隣村界、一ハ篠竹等建置、疆域ノ標目トシ、耕地切図ノ換ル区域モ、葭萱又ハ小篠竹等ヲ見通シニ建置ベシ  
概略取調方順序相違候、尚難決儀ハ掛官員巡回先江申立、差図受候儀相心得事

明治九年十月

神奈川県

地租改正掛

地位等級比較表編製方心得書

模範地検査済之上ハ、各組合毎村共引統右方法ニ倣ヒ、四隣接歩之村ニ一同立会、該村之地位等級ヲ部分シ、抄取次第担当官江差出シ、検査ヲ受ルコト前成規ニ均シ、順次相済候以上毎村連合等級之比較表ヲ編製差出スヘシ、比較表ヲ編製スルハ、嚮ニ等級校正之節、接歩組合村ニ立会、地位之優劣ハ各自視認モ有之、一己私論ノ主張等無之管ニ付、相須テ公平均一ニ帰着セシムルコトヲ要ス

甲乙模範地ヘ孕リ、双方ヘ地先接続シタル村方ハ該村之位置耕地之盤□ニ拠リ、甲村ヘ何分、乙村ニ何分ト、分通ヲ以テ分裂シ、比較スルヲ以テ可トス

一 表目編製ヲ甲乙ニ様トス、模範組合限リ比較セシヲ甲表ト称シ、甲乙模範地之中連合之為メニ比較スルヲ乙表ト名ツク

〔模範地組合村と地位等級比較表 甲〕、「甲乙模範組合中接続地比較表 乙」雛形略)

第二二、二三大区では、右で作成を指示された田畑宅地等級総計書上帳は一八七六年十一月から十二月初めにかけて各村から提出され、第二三大区三小区のばあいは、これについて十二月十五日に「及川村模範地組合田畑其他之地位等級比較表」が完成し、十七日には、模範地組合中接続地比較表の編成にとりかかっている。同大区では田畑については、大部分は、一八七六年中に地位等級編成をなしたとげたとみられる。こうして、一八七七年初頭の時点で、旧足柄県部分の改租事業はほぼ「在来ノ管下ト一齊ニ並立」するにいたった。

収獲・地 さて、一八七六(明治九)年十一月中に完了した旧神奈川県下での関東諸府県共通方式による地位等級編成で  
 価の決定 は、等級ごとの収獲・地価額については論ずることなく、地位等級編成の後にはじめて収獲高を定め、  
 ついで地価額を決めるとされた。しかし、七六年十一月県に提出された、第八大区地位等級比較表の、多摩郡図師村用掛鈴木  
 弥右衛門「控」(『町田市史料集』第七集)の分には、

前記等級段階仮地価ノ義者各自接会平均ノ甲乙視認シ供スル迄ノモノニシテ、真ノ予定ニアラス、若クハ之ヲ村民ニ照会流布スルトキハ、  
 過当云々等ヲ生シ、夫カタメ表目編成ノ渋滞ヲ醸シ、取極之節ハ大クハ不都合ヲ極メ候ニ付、嘗テ総代人ノ胸間ニ含ミ、秘シテ漏ス事ヲ禁  
 ス

との注記があつて、各村総代人は、このとき仮定した等級ごとの地価額をもとに地位等級編成を行ったことがわかる。これなくしては、実際の地位等級編成は不可能だったのである。前述のように、県は、一八七六年三月、小作米金による地位等級編成に際し、県全体で、やや新租増という概算のもとに、小作米金等級別一反当たり地価予定表(表一六〇)を作成し、各大区地租改正取調掛総代人・区長らに提示した。これにもとづいて彼らは、管内小作米金による等級を調整するとともに、今後

表1 - 60 田方1反歩全収穫算則

場所	管内平均 上下	21大区相模国 足柄上・下 川村・向原・ 井細田村辺 等地	21大区相模国 足柄下郡細一 色・町田村辺 上等ノ地	5大区武蔵国 橋樹郡二子・ 溝ノ口村辺上 等ノ地	4大区武蔵国 橋樹郡塚越・ 下平間村辺上 等ノ地
肥代金 (1) 但	円錢 2.25 平均通常ノ培 養	円錢 3.00積 居村ヨリ道程 1里已外3里 ニ至ル秣刈 取, 根肥10駄 馬共30錢	円錢 3.50積 同左	円錢 3.50 醬油粕6俵代 金1円50錢, 鱈ノ粕10貫目 代金2円	円錢 3.50 魚腸3樽代金 2円, 鱈1俵 半代金1円50 錢
収穫米 (2)	石 1.45	石 2.4	石 2.3	石 2.2	石 2.1
豊	1.65	2.6	2.5	2.4	2.3
平	1.45	2.4	2.3	2.2	2.1
凶	1.25	2.2	2.1	2.0	1.9
(3) 此代金 相場米1石5 円15	円 7.4675	円 12.36	円 11.845	円 11.33	円 10.815
(4) 此代金1割5 分(種肥料)	円 1.1201	円 1.854	円 1.7768	円 1.6996	円 1.6222
(5) 前肥代ト差引 (4)-(1)	円 (-)1.1299	円 (-)1.146	円 (-)1.2232	円 (-)1.8004	円 (-)1.8778
(6) 此米	石 0.2193	石 0.2225	石 0.2375	石 0.3406	石 0.365
(7) 全収穫米 之ヲ前収穫米 ノ内引去ルト キハ(2)-(6)	石 1.2307	石 2.1775	石 2.0625	石 1.8594	石 1.735
県官見込収穫 米	7等乙 石 1.25	1等甲 石 2.2	2等甲 石 2.05	3等乙 石 1.85	4等甲 石 1.75

注 1 「以下等級ノ順次此概略ニ做フ」。

2 添田家文書より作成。

の地価決定作業に備えたの  
のである。  
その後改正事務局は、こ  
の県の方式を否定し、新た  
な方式による地位等級編成  
を命じた。しかし、村方に  
あつては、事実上、既成の  
小作米金による地位等級を  
もつてこれにあてることと  
し、出張改正事務局・県  
の黙認を得た。このことに  
よつて、さきに県が示した  
小作米金等級による予定地  
価は、おのずから、そのま  
ま新しい地位等級における  
仮定地価と目されることに  
なつたと考えられる。